

<別紙>

仕事と介護の両立を支援する NEC の主な制度

名称	概要	
介護休職制度	取得可能期間	対象家族一人につき通算 1 年間まで ※3 回を上限として分割取得が可能
	対象家族	配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹
介護短時間 勤務制度	取得可能期間	介護事由解消まで（期間の定めなし）
	勤務短縮時間	所定就労時間のうち最長 2 時間まで（30 分単位）
	対象家族	介護休職に同じ
介護短日勤務 制度	取得可能期間	介護事由解消まで（期間の定めなし）
	就業時間	あらかじめ設定した週の 1 日を不就労日と、就労日数を短縮
	対象家族	介護休職に同じ
ファミリー フレンドリー 休暇	取得対象事由	家族の介護 等
	付与日数	年間 5 日間（最長 20 日分積立可） ※年次有給休暇とは別枠
	対象家族	介護休職に同じ
介護休職 給付金*	支給条件	介護休職を取得した場合、通算 1 年間を限度に給付金支給
	支給額	休職開始前賃金月額×80%×介護休職期間の月数
介護転居 費用補助*	支給条件	公的介護保険の要介護・要支援認定を受けている 会員・配偶者の親または子と、同居または近距離 で介護するために転居した場合、あるいは呼び寄 せた場合に転居費用を補助
	支給額	引越し代および物件の礼金・仲介手数料の実費 （上限 50 万円）
介護環境整備 支援金*	支給条件	公的介護保険で認定の要介護度が高い（要介護 3 以上）親もしくは子の介護について、介護方法の 見直しが生じ、それにより多額の出費が生じた場 合に支援金を支給（例、住宅改修費、介護施設入 居一時金）
	支給額	一律 20 万円

* NEC 健康・福利共済会の制度